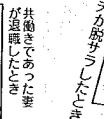


人生の節目節目に届出 女性の年金

国民年金は、20歳から60歳になるまで40年加入することになっています。この間には就職、結婚、その他いろいろな形で国民年金に加入します。いずれの場合も届出が必要です。とくに女性の方はご自身の場合だけでなく、ご主人の加入する制度によっても、被保険者の種類が変わることがあります。届出をしなければ、遅れたりすると、将来年金が受けられない場合も生じます。人生の節目節目には、必ず届出をしましょう。

自営業者と結婚



サラリーマンの奥さんの年金

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さん(20歳以上60歳未満)は、第3号被保険者として国民年金に加入し、65歳から自分名義の老齢基礎年金を受けることとなります。

サラリーマンの奥さんは、必ず国民年金の加入手続きを!

サラリーマンの奥さん(第3号被保険者)の保険料は、ご主人の加入する厚生年金や共済組合がまとめて負担するので、自分で納める必要はありませんが、第3号被保険者であることを届け出て、認定を受けるという手続きが必要です。つまり、サラリーマンの奥さんは、この手続きを忘れなければ、届出するだけで年金が受けとれます。

死亡一時金の額

| 保険料を納めた期間 | 金額 |
|------------|----------|
| 3年以上20年未満 | 100,000円 |
| 20年以上25年未満 | 126,500円 |
| 25年以上30年未満 | 160,000円 |
| 30年以上35年未満 | 160,000円 |
| 35年以上40年未満 | 200,000円 |

第一号被保険者として保険料を

死亡一時金

農業や自営業の人など、第一号被保険者の人々には、「死亡一時金」「寡婦年金」「付加年金」という独自の給付があります。

第一号被保険者への独自給付

三年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは、支給されません。

寡婦年金

夫が亡くなったとき、次の条件を満たす妻に六十歳から六十五歳になるまでの間、支給されます。
 □ 受給条件
 ・ 婚姻期間(内縁でもよい)が十年以上続いている。
 ・ 夫によって生計を維持されていた。

付加年金

定額保険料に付加保険料四百円(月額)を上積みして納めた人は、次の式で計算した額が、老齢基礎年金の年金額に加算されます。
 ・ 200円×付加保険料を納めた月数

年金相談の日程

社会保険(厚生年金)相談
 □ とき: 毎月2日と18日
 午前10時~午後3時
 (2日・18日が土曜日、日曜日)の場合、翌週の月曜日
 □ ところ: 新津商工会議所

国民年金に関する届出・お問い合わせ

市役所市民課国民年金係
 電話 24-21111
 (内線 116・117)